

人材紹介・定着奨励金運用規程

施行 平成28年12月16日

（目的）

第1条 社会福法人 五常会（以下「法人」という。）が安定した人材採用と、職員の定着を図るため、人材紹介・定着奨励金（以下、奨励金）制度を設ける。

（事務局）

第2条 本奨励金の予算および支給に関しては、法人事務局（以下「事務局」という）が行う。

（支給者の基準）

第3条 本奨励金の支給対象者は、以下の条件を満たした紹介者及び就職者とする。但し、法人を離職した後、3ヶ月以内に再度雇用された者については、紹介者、就職者ともに適用しない。

紹介者

紹介者は施設に勤務する職員とする。なお、必要に応じ、法人は元職員等に紹介を依頼することができる。

就職者

・前号の紹介者が紹介した職員（正職員及び臨時職員とする。）で、雇用された後、6ヶ月のを経過した者

・さらに、雇用された後、1年を経過した者

（支給対象者）

第4条 本奨励金は、前条に該当した者に支給する。但し、職員の場合は現に在職中の者とする。

（支給条件等）

第5条 本奨励金の支給条件及び支給額は、別表1のとおりとし、支給回数は問わないものとする。

（申請）

第6条 本奨励金の申請は、施設長あるいは所属部門長の許可を得て、所定の申請用紙によって行う。

（支給の時期等）

第7条 事務局は、必要条件を満たした後、本人の申請をもって本奨励金を支給する。

2 請求期間は必要条件を満たした後、原則として1ヶ月以内とする。

3 奨励金は、申請を受理した後、第3条の者に1ヶ月以内に支給するものとする。

（事務取扱）

第8条 この規定の事務取扱は、事務局で行う。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は理事会にて行う。

附則

この規定は平成28年12月16日から施行する。

別表 1

支給対象者	職員の区分	支給条件	支給額（カッコ内は法人に就職経験のある者の再就職）
紹介者	正職員	採用後、本採用（試用期間（6ヶ月）終了）となった場合	30,000円 （20,000円）
	臨時職員 （社会保険加入）	採用後6ヶ月が経過した場合	20,000円 （15,000円）
	臨時職員 （社会保険未加入）	採用後6ヶ月が経過した場合	10,000円 （8,000円）
就職者	正職員	採用後、本採用（試用期間（6ヶ月）終了）となった場合	30,000円 （20,000円）
		採用後1年が経過した場合	20,000円 （10,000円）
	臨時職員 （社会保険加入）	採用後6ヶ月が経過した場合	20,000円 （15,000円）
		採用後1年が経過した場合	10,000円 （5,000円）
	臨時職員 （社会保険未加入）	採用後6ヶ月が経過した場合	10,000円 （8,000円）
		採用後1年が経過した場合	5,000円 （3,000円）

人材紹介カード

平成 年 月 日

所 属

氏 名 _____ 印

以下のとおり、人材を紹介します。

氏 名	(再就職)
希望雇用形態	正職員 ・ 臨時職員 ・ その他 (_____)
希 望 職 種	
福 祉 経 験	有 (_____) ・ 無
人 物 紹 介	

施設長	事務長	

人材紹介・継続雇用奨励金請求書

(6ヶ月継続勤務時：紹介者用)

請求年月日：平成 年 月 日

所 属

紹介者

氏 名 _____ 印

以下のとおり請求します。

採用者氏名	(再就職)
選考結果	<ul style="list-style-type: none">・ 正職員として採用・ <u>臨時職員(社会保険加入)</u>として採用・ <u>臨時職員(社会保険非加入)</u>として採用
雇用開始年月日	平成 年 月 日
<u>6ヶ月到達日</u>	平成 年 月 日
紹介基金支給額	円

上記の基金を受領しました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

施設長	事務長	

人材紹介・継続雇用奨励金請求書

(6ヶ月・1年 継続勤務時：採用者用)

申請年月日：平成 年 月 日

所 属

採用者

氏 名 _____ 印

以下のとおり請求します。

紹介者 (氏 名 _____)

雇用開始年月日	平成 年 月 日 (再就職)
退職予定	無 有 (平成 年 月 日)
雇用形態	<ul style="list-style-type: none">・ 正職員として採用・ <u>臨時職員(社会保険加入)</u>として採用・ <u>臨時職員(社会保険非加入)</u>として採用
基金支給額	円

上記の基金を受領しました。

平成 年 月 日

受領者氏名 _____ 印

施設長	事務長	